

後援名義使用の承認に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

後援とは、第三者が主催する事業について、教育委員会がその趣旨に賛同することをいい、その事業への関与が原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

第3 承認要件

教育委員会が後援できる事業は、次の要件に該当するものとする。

1 主催者

主催者は、次の各号に該当しない団体又は個人とする。

- (1) 政治的中立の趣旨に反するもの。
- (2) 宗教的目的を有しているものであること。
- (3) 暴力的目的を有しているものであること。

2 行事

行事は、教育委員会の施策の推進に寄与すると認められるもので、性格及び内容が次の各号に該当するものとする。

- (1) 無料で実施されるものであること。ただし、入場料、参加料その他これに類するものを徴する事業であっても、その徴収金が事業の運営費に係る実費相当額であり、その総額が事業の運営費の範囲内である場合又はその事業の収益を寄附するために有料で行われるチャリティーショー等である場合は、この限りでない。
- (2) 公益性があること。
- (3) 行事内容が広く一般に開放されるものであること。
- (4) 公正で、政治的中立の趣旨に反するものでないこと。
- (5) 宗教的目的を有していないものであること。
- (6) 暴力的目的を有していないものであること。
- (7) 公序良俗に反するものでないこと。
- (8) 公衆衛生・災害防止等について十分な措置が講じられていること。

第4 使用名義の種類

後援の使用名義は、「八王子市教育委員会」とする。

第5 名義使用の申請及び承認手続

1 申請書の受付

- (1) 様式1により申請させること。
- (2) 次の書類を添付させること。

- ア 事業計画書
- イ 事業予算書
- ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する確認事項
- エ その他必要に応じて次の書類を添付させること。
 - 団体の規約・経歴等
 - 消防署等官公署への届出書
 - 場内整理計画書
 - 団体活動実績書等

2 申請期限

後援名義使用の申請に当たっては、原則として名義の使用期間の予定日初日前30日までとする。

3 承認の決定

後援名義使用の承認を行う場合は、その主管部長までの決裁を得ること。

4 後援の無効

後援の申請と実際との内容に著しく相違がある場合は、無効とする。

5 承認の通知

後援の名義使用を決定したときは、申請者に対し様式2により通知する。

6 後援名義使用の条件

- (1) 後援名義の使用は、今回の申請書に記載された事業に必要な印刷物に限ること。
- (2) 後援名義使用に使用する印刷物を作成するときは、事前にその内容を主管課に提出させること。
- (3) 行事の内容を検討し、参加者への自動車利用の自粛を要望する等公害防止その他必要に応じて条件を付すこと。
- (4) 行事に係る民事上の一切の責任は、申請者が負うものであること。
- (5) 承認後、行事内容に変更が生じたときは、直ちに主管課に変更の届出をさせること。

7 事業実績報告書等の提出名義の使用承認期間が終了したときは、様式3により30日以内に事業実績報告書、決算報告書を提出させること。ただし、様式3の内容を満たした報告書であればこの限りでない。

第6 報告

主管課長は、後援名義行事の承認適否の結果について、実績報告書等受領後、遅滞なく学校教育部教育総務課に報告すること。

附 則 この要領は、平成17年5月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和2年11月11日から適用する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。